

春野商工会報

発行：春野商工会 高知市春野町西分55番地 TEL：088-894-2146 FAX：088-894-2461



令和5年度伴走型小規模事業者支援推進事業 各種セミナー・個別指導実施

○デジタル個別指導実施

昨年好評だったSEO・ME0セミナーの講師を務められた『ばふえんご』代表の池上幸男氏を講師として、販路開拓に繋がるデジタル支援個別指導を実施しました。各事業者の現状と今後の展望をヒアリングし、SEO対策やリスティング広告、Googleビジネスプロフィールなど、ウェブ媒体広報活動における最新の専門性の高いテクニックを指導いただきました。各回2時間の指導は全3回となり、各回で見つけた課題を分析・改善しながら行います。各事業者の抱える悩みや課題を丁寧に紐解きながら、解決へと導く個別指導となりました。



デジタル支援個別指導の様子
講師 池上 幸男 氏

○デジタル支援セミナー

高知市在住のSNSアドバイザー畠中詩織氏を講師にお招きし、9月10日(火)・9月24日(火)に「デジタル支援セミナー」を開催しました。当初は先着5名を定員としていたセミナーでしたが、申込者多数だった為会場をホテルSpa-Hamanoに変更し、13名が受講しました。

本セミナーのテーマはSNSの運用に関する入門編とし、第1回は各種アプリケーションの特徴とターゲット層についての説明、第2回は集客力アップにつながる商品撮影と商品紹介のノウハウ等の講義がありました。これからSNSマーケティングを行うっていく事業者にとって大変有意義なセミナーとなりました。セミナー内では、カメラマンとしても活躍されている畠中氏による写真撮影に関するノウハウについて参加者から多くの質問が集まり、大変好評でした。



デジタル支援セミナーの様子
講師 畠中 詩織 氏

○事業計画策定啓発セミナー

10月6日(火)春野商工会3階会議室にて、タクティス(経営支援サービス)代表の田村樹志雄氏を講師にお招きし、「事業計画策定啓発セミナー」を開催しました。昨年好評だった事業計画策定に関する本セミナーの今年のテーマは、決算書から読み解く事業計画策定とし、損益計算書、貸借対照表の説明や自社の経営分析を行い、事業構想・事業計画の策定に活かしました。少人数制の実践型のセミナーとして、講師が参加者に寄り添いやすい形での講義となり、受講者からもわかりやすかったと好評でした。

独立行政法人中小企業基盤整備機構によると、事業計画書の作成にあたっては、「自分が見るため」と「他人に見せるため」の視点を持つことが大切だそうです。事業計画の用途では、融資や、出資を受ける場合、補助金等を受ける場合があります。今や補助金等の申請において事業計画はほぼ必須となっています。



事業計画策定啓発セミナーの様子
講師 田村 樹志雄 氏

春野商工会は、会員事業者等の事業計画策定を今後も支援して参ります。事業計画にお悩みの事業者様は春野商工会にご相談ください。

令和5年度加入率及び加入件数 高知県第1位で表彰されました

節税に！ 小規模企業共済のご紹介

令和5年度小規模企業共済加入率及び加入数において、春野商工会は高知県内第1位に輝きました。9月25日、春野商工会にて中小企業基盤整備機構より感謝状の贈呈式が行われました。独立行政法人中小企業基盤整備機構四国本部 本部長樋口光生様から御礼の御言葉と共に感謝状をいただきました。

「小規模企業共済」は、国が運営する小規模企業の個人事業主、法人役員または共同経営者を対象とした「退職後の生活の安定や事業の再建を図ることを目的とした資金」を準備するための共済制度で、いわば経営者の退職金共済制度といえるものです。

○加入資格：常時使用する従業員が20人（商業とサービス業（宿泊業、娯楽業を除く）では5人）以下の個人事業主や共同経営者、会社の役員等です。

○掛金：掛金月額が千円から7万円までの範囲で自由に選べます。掛金は税法上、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象となる所得から控除されます。

○共済金（解約金）：廃業や、役員を退任した場合などに事由に応じた共済金が支払われます。

○加入・お支払い：契約者本人の預金口座からの引落となります。加入は商工会までお問合せください。

また、制度についてのわかりやすい説明をYouTubeにて配信しています。以下のQRコードを読み取ってご覧ください。



春野商工会は中小企業基盤整備機構と連携し、小規模事業者にとって非常にメリットの大きい小規模企業共済制度の普及を会員等事業者へ周知に努めております。令和5年度多くの会員事業者等に本制度が周知され、経営の一助となったことは大変喜ばしく感じております。

着任

伊藤 友里乃

新任のご挨拶

10月より春野商工会にて記帳指導員として採用いただきました。伊藤と申します。前職までは事務職に携わっておりました。事業所の皆様のお役に立てるよう、少しでも早く業務を覚えて参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



やさしい税務 Q&A インボイス制度導入から1年

Q1. インボイス制度でルールの緩和があったと聞きました。

A. 仕入税額控除（納める消費税を計算する過程で、仕入などで支払った消費税を差し引くこと）のためにはインボイス（適格請求書）を保存する必要がありますが、2024年4月にルールが一部緩和されました。その1例がETC利用時の取扱とネットバンキングの取扱です。両社ともウェブで随時ダウンロードできる状態になっていれば、手元でインボイスを保存していなくても要件を満たします。事業者にとってはいずれも利用頻度が高いケースで、要件が緩和されたことは朗報といえます。

Q2. インボイス制度のルール緩和で電子帳簿保存法のルールも緩和？

A. 2024年1月から電子取引関係書類を電子データで保存することが義務づけられました。したがって、インボイスを電子データ形式で受け取った場合は電子帳簿保存法のルールに則して保存する必要があり、インボイス制度と電子帳簿保存法は切っても切れない関係といえます。Q1のインボイス制度のルールの緩和は電子帳簿保存法とも歩調を合わせたもので、これにより電子取引データを一件ごとにダウンロードするという煩雑な事務負担が軽減されました。

	2割特例	仕入税額控除の経過措置	少額特例
対象者	インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった者	インボイス発行事業者ではない者と取引を行う課税事業者	基準期間（2年前）における課税売上が1億円以下または1年前の上半期（個人は1月～6月）の課税売上が5,000万円以下の者
特例内容	納付する消費税額が売上税額の2割に軽減	免税事業者からの課税仕入れについて一定割合の仕入税額控除が可能	1万円未満の課税仕入れについて、帳簿保存のみで仕入税額控除が可能
適用期限	2026年9月30日を含む課税期間まで	2029年9月30日までの課税仕入れ	2029年9月30日までの課税仕入れ